

勞務部 勞務局長 事務主任

昭和七年六月二十九日

警視總監 藤 沼 庄 平

内務大臣 山本 達 雄 殿  
社 會 局 長 官 殿

7.7.7  
3993

才バニ敏事議ニ関スル件 (巻出)

要旨

1) 不況ニ伴ヒ経営困難ニ陥リ俳優ニ對スル給料支拂滞リ騰子ナリシカ本月二十日ヨリ月末迄  
(十月間千六百円) 給料支拂滞リシテ二十日支拂ノハシ妥協シ居リタルモ當日ニ至リ金策不備  
トナリタルニ因向シ俳優個人興行ノ不誠意ヲ詔リ遂ニ休演ヲ為スニ至レリ  
以上ノ如ク休演シタルニ興行主側ト妥協成立シテ後一時閑散ナリ

現下ノ不況ニ伴ヒ経営困難ニ陥リ俳優ノ給料未拂騰トナリ遂ニ標  
記争議發生スルニ至リタルカ状況左記ノ通り

記